

長崎労働局発表  
令和4年9月8日（木）

【照会先】

長崎労働局労働基準部

賃金室長 平野 詠之

賃金室長補佐 木場 孝行

電話 095-801-0033

報道関係者 各位

## 「長崎県最低賃金」を「時間額 853 円」に引上げ

～発効日は令和4年10月8日～

長崎労働局(局長 小<sup>こじょう</sup>城<sup>ひでき</sup> 英樹)は、令和4年8月12日に長崎地方最低賃金審議会(会長 松<sup>まつもと</sup>本<sup>むつき</sup> 睦樹)から答申を受けた長崎県最低賃金の改正に関して、所要の手続きを経て現行の長崎県最低賃金(時間額 821 円)を 32 円引き上げ、**時間額 853 円とする旨の改正決定**を行うとともに、本日(9月8日)官報公示を行いました。改正後の長崎県最低賃金は、**令和4年10月8日(土)から発効**となります。



長崎労働局では、管下の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)と共に、改正後の長崎県最低賃金の周知を図るとともに、上記の長崎地方最低賃金審議会の答申も踏まえ、「**業務改善助成金**」<sup>※</sup>を、県内の中小企業・小規模事業者の皆様に一層ご活用いただくよう合わせて周知に努めてまいります。



### 【参考】長崎県最低賃金額及び引上げ額、引上げ率の推移

年 度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
効力発生日	H30. 10. 6	R1. 10. 3	R2. 10. 3	R3. 10. 2	R4. 10. 8
最低賃金額	762 円	790 円	793 円	821 円	853 円
引 上 げ 額	25 円	28 円	3 円	28 円	32 円
引 上 げ 率	3. 39%	3. 67%	0. 38%	3. 53%	3. 90%

・最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以後の引上げ額・引上げ率については、別表をご覧ください。

※ 「**業務改善助成金**」は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆様はその設備投資などに要した費用の一部を助成します。

令和4年9月1日から、原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の整備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなどの支援拡充が行われました。

(詳細は、別添の「業務改善助成金(通常コース及び特例コース)」のリーフレットをご参照ください。)